

★★★ <第33回知的財産翻訳検定試験【第16回英文和訳】> ★★★
《 1 級課題 -機械工学- 》

【問 1】

[0002]

一部の法域では、起訴されたり有罪判決を受けたりした者や、接近禁止命令を受けた者が、一般に電子足輪と呼ばれる、本人の居場所を監視するための電子的な監視装置を装着されることがある。これは、保釈金や保護観察の下で保釈され、一定の制限下で自宅において暮らすことが認められるための条件としてなされるのである。電子足輪は主に電子監視装置本体と、当該装置を装着者の足首に固定するためのバンドから成る。このバンドには、必須の前提条件がふたつある。ひとつ目は、いかなる手段を以てしても装着者がバンドを外して装置を取り外すことができてはならないということである。ふたつ目は、人権侵害の非難を受けることがないよう、バンドが装着者の身体に危害や負傷を負わせることがあってはならないということである。

[0003]

ひとつ目の前提条件は、意外に相当難しい。なぜなら、意を決した装着者は、切削、焼切、研削など、何でも使える手段を使って厄介物を外そうとするからだ。実際、そうしている最中に重傷を負う者もいる。ふたつ目の前提条件に鑑みると、単にバンドをより頑丈にするだけでは解決にならない。

[0004]

そうすると、バンドの表側（外側）の表面と、裏側（内側）の表面とでは、全く異なった特徴や特性を備えていると考えて当然である。

【問 2】

[0076]

図 1～11 に示した第一実施形態によれば、当該折りたたみナイフ 10 は、長手方向 A に延びるブレード 12 とハンドル 14 を主に含む。ハンドル 14 は、格納空間を確定するライナー・ブロックを備える。

[0077]

ブレード 12 は、ブレード 12 の基端（別称、刃元） 12.1 を貫く回転軸 18 によって、ライナー・ブロック 16 に回転可能にヒンジ結合されている。そのためブレード 12 は、ブレード 12 がライナー・ブロックの格納空間に収められた格納位置と、ブレード 12 がハンドル 14 と一直線上に延びる展開位置との間を回転することができる。

[0078]

図6に単体で示すブレード12は、長手の刃先12.2(別称「エッジ」)、その逆側にあるバック12.3、ポイント12.4、及びそこからブレードを隔てた反対側には基端/刃元12.1を有する形状を呈する。基端/刃元12.1は、ライナー・ブロック16に留められる回動軸18が通る穴20を有する。

[0079]

ライナー・ブロック16が略長手方向Aに沿ってハンドル14の中に滑り込むようになっていることに気づかれよう。そのために、ハンドル14は、ボトム24と、ボトム24から延びる二枚のウイング26とを有するU字型のハンドル本体22を含む。ここではハンドル本体22がU字型の形状から形成されているが、組み立てによって製作することも可能である。ハンドル本体22は金属あるいはその他の任意の材料から適宜製造することができる。

【問3】

【請求項1】

天然石、コンクリート、セラミック材等を切削するための切削工具であって、その周辺部(12)上の周方向に離隔された複数の切削セグメント(16)を画定する手段を有する非常に大きな直径のディスク(10)を備え、

前記切削セグメント(16)は、半径方向外側に開口し、軸方向に開口する溝(14)を画定する手段によって分離され、前記溝(14)は、切削作業中に排出できるように切り屑を受け入れるように構成され、

前記切削セグメント(16)は、それぞれ周方向に延びる長さ、その上に各切削片の全長を有する少なくとも一对の切削片を画定する手段とを有し、

前記切削片は、均一な軸方向厚さと、円周方向(U)に波状又はジグザグ形状のうち少なくとも一つとを有し、軸方向に対向する側壁を有し、

相互に隣接して対向する軸方向に向き合う切削片表面は、相互に離隔されて、それらの間に半径方向に外側に開き、連続した周方向に延びるチャンネル(22, 24)を画定し、

各切削片上の手段は、各切削片の前記長手方向に沿って交互に離隔された複数の頂部及び複数の溝部を画定し、

一方側の切削片の前記頂部は、前記一方側に面する他の切削片側の前記溝部に受け入れられることによって、前記ディスク(10)の回転面内で前記周方向に延びる前記チャンネル(22, 24)の他の方法では妨げられない連続性をブロックする、切削工具。